

第十六回国会 衆議院 電気通信委員会議録 第五号

昭和二十八年六月二十五日(木曜日)

午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 成田 知巳君

理事 岩川 興助君 理事 塩原時三郎君

理事 橋本登美三郎君 理事 小泉 純也君

理事 原 茂君 理事 松前 重義君

理事 中村 梅吉君 理事 一 郎君

理事 玉置 信一君 理事 齋藤 憲三君

理事 柴田 義男君 理事 甲斐 政治君

出席政府委員

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

郵政事務官(大臣)

信託事務官(大臣)

公衆電気通信法案、有線電気通信法案並びに有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法案を一括議題とし、審査を進めます。質疑に入ります前に、日本電信電話公社総裁堀井氏より発言を求められておりますので、これを許します。堀井説明員。

○堀井説明員 私堀井でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは日本電信電話公社の経営を直接担当する者といたしまして、公社の経営上の諸問題につきまして概略御説明申し上げます。

まず公社発足以来の事業の概況を申し上げます。昨年八月公社発足以来、公社設立の趣旨にかんがみ、その経営を合理的かつ能率的な体制にし、公社の使命である電信電話サービスの改善を促進するため、極力努力して参つております。すなわち昨年十一年には機構の簡素化と能率化を断行いたし、この結果、管理要員から千五百名、管理所廃止によつて一万二千五百名、合計一万四千名を現場を充実するため配置がえしたのであります。さらに作業方法合理化し、現場事務につきましても、附帯事務の簡素化、電話の繁忙時における交換作業の円滑化をはかるための時間制賃金要員の採用、小局における電信電話共通サービス及び夜間電話請負制度の拡充、電話による電報送達等の拡充等を行い、また管理事務につきましても、従来の煩瑣な事務手続を企業体にふさわしく極力簡素化して参つたのであります。

従業員の能率は次第に向上し、昭和二十年度を基準としてこれを一〇〇といたしますと、昭和二十七年に於いて、加入数は一四四、市外通話発信時間は一九四に増加しているのに対し、電話従業員数は一〇六、発信電報数は一一三に増加しているのに対し、電信従業員数は一〇五となつてゐるにすぎず、また電信電話保守要員の一人当り電話機受持数は一二七、建設工事要員の一人当り負担量も一二七と向上いたしております。

資材につきましては、在庫品を極力活用し、購買を抑制し、作業資材の回転を向上させることに努めた結果、資材の在庫は逐次減少いたしておりますが、本年度におきましてもさらにこれを徹底して行く考えであります。

工事につきましても、工事計画の早期樹立と工事早期着工、工事計画、設計、施工等に関する地方機関の自立性の確立等、工事の能率化に努めておりまして、二十八年工事につきましても、すでに年度開始前に工事着手を行ひ、かつ工事が年間を通じて毎月平均して行われるよう詳細な工事繰表を作成して、全工事能力を能率的に發揮するように努めているのであります。なお二十七年工事につきましても、加入者開通は予算工程を四万も上まわる成績を上げましたにもかかわらず、基礎設備の工事について相当量の繰越を見ましたことはまことに遺憾であります。これは全部完了の見込みであります。

○成田委員長 ただいまより開会いたします。

従業員の給与につきましては、昨年十一月以来、ほぼ国鉄及び専売と均衡のとれた給与といたしましたのであります。従業員の勤労意欲の高揚と能率の向上によりまして、事業収支は、予算に比して収入においては約二十億の増収となる見込みであります。

昨年度におきの電信電話サービスの結果について申し上げますと、まず加入電話につきましても、共同加入三万七千を含む十八万一千の増加でありまして、総加入数百五十五万に達しました。この増加数は事業創始以来の最高の成績であります。しかしながら加入申込みで受理できない、いわゆる積滞数は、二十六年度末の三十四万五千が二十七年末において三十七万七千に増加いたしております。

次に市内電話のかかる率につきましても、逐次向上いたしておりますが、六大都市における平均が五三・三％といつた状態で、まだ十分な成績を上げ得ないのであります。加入電話の増加による輻輳救済、代表番号制度の拡充等の施設の促進を必要といたしております。

公衆電話につきましても、簡易公衆電話、委託公衆電話を合せまして、千八百八十五増加し、合計七千三百九十となり、戦前の五千四百八十八を上まわっているのではありませんが、なお整備改善を要する状態でありまして、十五万五千キロの回線を増加し、総計百一十一万五千キロと戦前最高の八十八万七千キロを三八％も越えたのであります。通話数においては七八％の増加を見られますので、東京、大阪間、東京、名古屋間、東京、仙台間等の主要区間においては、待合せが、特急通話で平均三十分程度になるといふ改善を見ております。しかし全体には待合せ時間が不均衡であつて、いまだに二時間、三時間の待合せを要する区間も少なくなく、近郊通話においても交通機関によるよりも待合せ時間が長いといつたところも残つており、市外電話設備の大幅な拡張を必要といたしております。

次に電報につきましても、速度においても、正確度においても、ほぼ戦前の水準に達しております。また電信電話施設の障害につきましても、より早く戦前程度の水準に回復して参つたのであります。老朽施設や戦時規格の施設等、取替を必要とするものを相当多く擁してございまして、これが保全に苦心いたしておるのであります。なお加入区域の合併、手動式電話の自動化も進めておりますが、これらはいく一部しかできない状態でありまして、また従来の電話機より通話の明瞭度の高い四号電話機に約十萬箇所を取りかえたこと、一般専用線が二百五十二回線と従前の四四％も増加したこと、電報受付機関を増強するため、三百五十の郵便局、百三十の簡易公衆電話及び委託公衆電話に電報受付事務を開始したこと等は、いささかサービスの改善に一步を進めたものと存じます。

本日開会に付した事件
公衆電気通信法案(内閣提出第九一
号)
有線電気通信法案(内閣提出第九二
号)
有線電気通信法及び公衆電気通信法
施行法案(内閣提出第九三号)
日本電信電話公社の事業運営状況に
関する件

公社も本年度において設立第二年を迎えるのでありますが、戦後電信電話事業に寄せられた社会の要望は非常に大きく、なかなか電話サービスの改善と電話の普及が最も熾烈でありまして、公社はその設立の目的から一日も早くこの要望にこたえねばならない次第であります。この趣旨から、すでに昭和二十八年度事業運営方針を定めて各機関に示達し、さらに経営の合理化を推進し、サービスの根本的改善をはかつたのでありますが、二十八年度予算案におきましてもあとで述べます通り、一層能率の向上、経費の節減、サービス改善に努めているのであります。

御承知のごとく電信電話事業は、多年にわたり国家財政の制約を受け、そのため電話については需要供給の原則を無視して長年の間制限開通を行わざるを得なかつたため、電話は戦前においても他事業に比して著しく立ち遅れ、電話に市仙を生ずるような世界に例を見ない状態を示し、また市外電話につきましても、待合せ時間があるのが原則であるといつた状態のまま現在に及んだのであります。累積した拡張整備の不足の欠陥が、わが国における電話を容易に世界の水準に達せしめ得ない窮地に追い込み、政治、経済、文化の各般にわたりはかり知れない損失を及ぼしているものであります。このような状態に対処しますには、長期の電信電話の拡充整備の計画を立て、これを着実に実行して行く必要がありますので、公社発足とともに電信電話拡充の長期計画を検討したのであります。資金確保の可能性を考え、電信電話拡張改良五箇年計画案を設定したのであります。

この計画は、加入電話を現在の四五%、市外電話回線を一〇六%、市外専用線を五二%増加するのであります。立派の最もはなはだしい電話を基幹産業並の水準にまで引上げ、わが国の電話問題を根本的に解決する基礎をつくるための必要最小限度のものであります。この計画実施に要する資金は二千七百億円に上りますが、これを確保し得る計画の実施が可能となり、重点的には電話サービスの格段に改善し得ることになる次第であります。この計画をもつてしても、国内全体の要望を満足させるにはなおほど遠いものがありますので、資金の確保がさらに可能となれば、なお計画を追加する必要があります。またその後引続き五箇年計画等長期計画を用意しなければならぬのであります。従つて五箇年計画案の拡張改良資金を確保することが、わが国の電話を普及し、改善する根本的な要件となるのであります。御承知のように戦後の電信電話の復興は主として政府の貸付金に依存し、新規の電話架設についてはなお加入者に設備負担金を負担願う措置によつたのであります。公社発足以後は電信電話債券によつて資金を確保することも可能となつたのであります。しかしながら政府の貸付金及び電信電話債券につきましても、それらのおのづから限度がありますし、加入者の負担も現在最高九万円となつておりまして、これをさらに高額とすることは過去の事実が示して、在来の政府貸付金及び設備負担金あるいは電信電話債券によつて、本計画の実施が確保し得るやいなや多大の不安を持つものであります。

他面、電話設備の拡張改良と申しましても、たとえば市外電話回線を増すといふことは、市外通話が早くかかることとなり、明らかに現在の利用者の便益を増すものであり、また磁石式を共電式に、共電式を自動式に方式を変更いたしますことも、現在の利用者の利便となるものであり、加入区域の合併、大都市における中継線の増設のごときも、いずれもほとんど現在の加入者の利便を増大するものであるばかりでなく、新規の加入者がふえること自体が現在の電話利用の価値をその数に從つて増大するものであることは、電話サービスの特長であります。五箇年計画におきましても、その建設資金の大部分はこれらのために投ぜられるものであり、新規の加入者のみに負担をかけるべきものでないことは、特に現在の利用者の方々に御了解を願いたい点であります。

今回の電話料金の改訂は、現行料金をもつてしては、既存設備の減価償却も十分行われず、また建設改良に用いた借入金に対する利払いも困難な事実にかんがみまして、ある程度の料金値上げが必要と考えられたのであります。もとより独占公益事業として、料金値上げについてはきわめて慎重に、かつまた消極的に考えねばならぬことは申すまでもないことであります。現行料金をもつてしては、減価償却、利子支払い、さらにまた元金の償還も不可能の状態であつては、わが国の電話サービスを改善する計画の実施は困難であります。なおまた現行料金が他の公益事業料金と比較して必ずしも高位にないという事実を考え、特に

改良資金の確保をはかるため、料金値上げの措置を政府に求めた次第であります。公社といたしましては、正確、迅速にして十分な電話サービスを広く公平に、そして適正な料金で国民の皆様に提供することを目的として、まずその基礎を一日も早く確立するため、やむを得ず料金の改訂を求めた次第であります。この措置が国会の御承認を得られ、実施することとなりますならば、まさにわが国電話問題の根本的解決が可能となると確信いたすものであります。

最後に予算について申し上げます。昭和二十八年度の公社予算案は、公社の当面する最大の問題であります事業の基盤確立、安定した建設改良資金の確保、職員給与の改善及び事業の合理的、能率的運営を予算編成上の基本方針として、前に述べました五箇年計画及び料金改訂を前提として定めたものであります。なお本年度より日本電信電話公社法が全面的に適用されることとなりますので、予算の弾力化、予算運用、繰越等、前年度に比し大幅に改善され、事業経営の面からきわめて合理的となり、企業体にふさわしい予算となつております。以下公社予算案の内容につきまして御説明申し上げます。

損益勘定の収入支出はともに総額で九百四十億円となつておりまして、前年度に比較して百九十四億円の増加であります。この収入の中には、本年八月より実施を予定しております料金改訂による増収額百三十四億円を含んでおります。また支出におきましては、減価償却費のほか七十六億円の金額を建設勘定に繰入れることになつております。支出の内容をさらに説明申し上げます。まず人件費につきましては、二百八十四億円でありまして、総経費の三三%を占めており、前年度支出予算において人件費が占めていた割合の二九%に比較いたしますと、四%の増加になつております。この人件費の増加は、当公社職員の給与ベースを国鉄及び専売公社とはほぼ均衡のとれたベースにいたしましたためでありまして、給与総額算定の基礎となつております。要員計画におきましては、施設の拡張、事業量の増加にもかかわらず、新規増加については現在要員の稼働能率を高めることを前提として、相当圧縮を加えている次第であります。次に利子は四十一億円、総経費の五%を占めており、前年度の支出割合に比して一%の増加となつております。また減価償却費は百九十一億円、総経費の二二%を占め、前年度の支出割合に比較して四%の増となつております。しかしながら以上の経費を除く一般経常物件費は三百五十六億円でありまして、総経費の四一%に當つております。が、これは前年度の支出割合と比較いたしますと八%の減となつており、絶対額においては十七億円の節減になつておるのであります。従いまして二十八年度損益勘定予算につきましては、事業設備の拡張に伴い当然増加すべき減価償却費及び利子のごときものは、事業の経常費については相当思い切つた合理化、能率化を実施することとし、従業員の待遇についてはできる限り改善いたすことにした次第であります。なお前国会に提出いたしました不成立予算と比較いたしますと、料金改訂率の増加に伴う収支の増加約五

これは民間で申しますところのいわゆる運転資金のようなものでありまして、事業経営の途中において金が足りない、資本計画等においては一応目途はあるが一時、金が足りぬというときに金を借りて来るという最高の限度が、百二十億ということになっております。百二十億は借りてもなせば、むしろまた百二十億が限度になるわけでありまして、これは短期の借入れでございます。その次は、いわゆる公債の発行に對する限度でありまして、これは七十五億を本年度は御審議を得ることになつておるのでありますが、一般の銀行、証券業者の引受によりまして発行される公債の限度が七十五億であります。そのほかもう一つは加入者の引受、それから専用線の引受、受益者負担、こうしたものの限度額を八十五億としてございます。これについて一言御説明を加えますと、この八十五億につきましては、収入支出の予算におきましては四十八億を計上しておるのでございますが、八十五億との差額はいわゆる弾力事項でございます。従いましてその差額の三十七億というものは私どもの企業努力によつて、加入者の増設、あるいは地元の債券引受が可能ならば、それだけの募集は許されるという意味でございます。それからその次にあとの方に、電信電話債券の発行差額について特別な例外が認められておりますが、債券を募集します際に額面発行ができないで、たとえば九十九万四千という発行をするという場合に、多少資金調達に欠が明くわけでございますが、その分は資金の調達使用額まで発行を許されるという意味でございます。

二十二条の方は、一応収入支出予算において私どもの企業活動の大幅の規制は受けておるのでありますが、事業の量が非常に多くなりまして、それに伴つて収入も多くなりまして、そうした場合には事業の活動に應じて、郵政大臣の承認があれば、その増加する収入の一部を事業活動の支出に使つてもよろしいという規定であります。これがいわゆる支出額に對する弾力事項と申してもよいと思ひます。それから二十三条は、公社法におきましてその財務会計制度について一つの規制的なポイントとして給与額というものが残されておるのでありますが、この給与総額をこゝで定めておるのであります。私も従来員の給与総額を、役員員の業務手当その他あらゆる俸給、手当というものを一本にして、三百三十五億何れかという総額を規定しておるのであります。原則として、給与総額というものを逸脱することはできないのであります。ただ特別な例外として災害があつた場合とか、あるいは不時の業務事態が発生して、当然支出しなければならぬといふところの義務的な給与基準を守らなければならぬといふ場合に、この給与総額をオーバーするといふことが、郵政大臣の承認を得ることになつております。それから二十三条の後半の方に、特別な能率向上対策のための給与が認められておるのであります。これも電気通信省時代の後半期におきまして試みられた制度であります。これを予算総則に明らかにしたうたうことにいたしました。私どもの事業活動の能率の向上によつて収入が予定より増加して来た、あるいは従業員の努力によつて経費が非常に節減すること

ができたとした場合に、その増収額なり節減額なりの一部を、郵政大臣は大蔵大臣と協議の上、従業員に還元するといふ規定でございます。いわゆる特別な給与と申すものでございます。二十四条は臨時の給与と申すものであります。経済事情の変動とか、予測することのできない事態が突如として、どうしても臨時の給与を支給しなければならぬ、これはいわば給与の予備費といつてもよろしいと思ひますが、二億ほどでございます。二十五条は当然規定でありまして、私どもの勘定は損益勘定、建設勘定、資本勘定、それから貯蔵品勘定、工作勘定、この五つの勘定になつておるのでありますけれども、この貯蔵品勘定、工作勘定と申しますのは、民間企業で申します中間勘定であります。貯蔵品勘定と申しますのは、物品を調達するための一切の経費であります。調達に要する経費は、もののこと、輸送、倉庫保管、整理、梱包、そうしたものに要する一切の経費を一応貯蔵品勘定から出しておるのであります。こうしたものは結局は損益勘定なり建設勘定に転入されて通るわけで行くのであります。工作勘定は、全国に私どもの工場がございまして、修繕をやつております。その修繕の工作をこの工作勘定で一応しぼるわけでありまして、その工作工場におきまして、その工作活動をこの勘定に一応掲げまして、結局これは事業の保全なり建設のために使われるのであつて、すべてそこに流れて行くのであります。従つて中間勘定であります。そうしたものであります。ここに

に掲げております勘定の数字は、もちろん必要に応じて多少超過してもさしつかえないのであります。これは事業の会計原則から当然のことでございます。最後に二十六条に書いてあることは、私も物を言うことは現在予算上の拘束は別に受けないのであります。資金計画として認められてゐる範囲において、最も合理的な物の買ひ方をすることは必要なのであります。幾ら幾ら買ふといふことも必要でなければ、幾ら以上買つてはいけぬといふことも企業から考えればおかしいのであります。品物を最も有効に回転させるということに尽きるものであります。しかしながら現在の段階では年度末になつて百五十億以上の貯蔵になつてはならぬといふ、ここに最高の限度をしかけておるわけでありまして、やむを得ざる事態が起つても、こゝまでしか保有はいたないといふ規定がございまして、そのほかに、一番最初の十七条に申しましたいわゆる来年度の予算のために物を買つておく金額というものが、それ、物品につきましては五十億、本年度の二月、三月ごろに来年度ののために用意することのできる金額は五十億、それから建物その他の建設を契約しておくといふことも三十億は許されるだらうといふのが、予算書の数字としては表れております。以上をもちまして総則の概要の説明を終りたいと思ひますが、なお手元に差上げましたところの数字について御質問がございませう。お答え申したいと思ひますが、今回の大きな問題としまして、先ほど総裁が説明申し上げましたように、料金改訂が大きく収入

面に反映いたしました。そのために建設勘定の資金計画に大きく今まではかわつた性格が現れて来ております。料金問題につきましても、なぜその必要があるかといふようなことは、詳細総裁から御説明申し上げましたので、私からは省略させていただきます。ただここで特に減価償却の問題について一言だけ申し上げておきます。従来私どもの前身、電気通信省あるいは逓信省におきまして、八十年の電気通信事業の固定資産の維持が行われていた。意つて来た。と申しますのは、減価償却制度というものを採用いたしましたのは昭和二十四年の電気通信省になつてからでありまして、その以前におきましては、こうした民間におきまして資本の実態を維持するといふ会計学的な制度は採用されておらなかつたのであります。最も原始的な取替補充という制度で行われて来たのであります。その制度も絶無ではないのでございますが、きわめてわずかの取替補充であつたわけでありまして、今日まで資本維持をしなかつた欠点がある。そのために一挙にこれを取返すといふことは、非常なる一時的経費負担になるわけでございます。特に特別償却のごときものは、大体二百三十五、六億のものを急に今すぐにもしなければならぬものがある。であります。これを一挙にやるといふことは非常に大きな料金負担になるというので、大体十年でこれを早く片づけようという考えが一つあります。それからもう一つは、資産を再評価いたしました。償却費を換算するといふことは当然でございますが、

これも一応前回までは、昭和二十四年の六月現在の、いわゆる民間で申します再評価法の基準にのつとつてやつて参つたのでございしますが、その後の物価変動もかなりはげしくありましたので、大蔵省と協議の上、一応二十六年三月現在までの変動にあつたため基準を置きまして、ここに最も合理的な再評価を一応考え、それにのつとつたノルマルな減価償却費を計上したということがあるのであります。そうしたものを合計しまして、年間百九十一億ほどの減価償却が見込まれたのであります。この程度でも実は長い間の資本維持を怠つて来たことを返すことは十分ではないのであります。大体大きな問題について御説明を終わりたいと思ひますが、何か御質問があつたらお答えをいたしたいと思います。

○成田委員長 ただいまより質疑に入ります。質疑は通告順にこれを許します。玉置信一君。

○玉置委員 私は二、三分間時間をおかりまして、総裁にお伺ひしてみたいと思ひます。

わかり切つたような話であります。が、国の経営と独占公企業事業となつた公社の経営とを比較いたしました。公社になることによつて、かつての国の経営とどういふ点に異なる点が出て来るか。どういふ点が現在の国内の需要者に改善され、あるいは喜ばれるというふうな点についての何か御方針があると思ひますが、伺ひます。と、総裁はその道のエキスパートのようによつて承つておられますので、まずその点を最初にお伺ひして、次の質問に移りたいと思ひます。

○梶井説明員 公社が発足いたしましたし

てからまだ一年に足りませんので、従来の政府経営の場合と、公社が委託されて経営する場合との相違が、顯著な結果としてはまだ十分に現れてはおられません。しかしただいま経理局長が御説明いたしましたように、会計法上の制約が非常に少なくなりました。に、経費を最も有効適切に使い得るということが第一の問題であります。それは現実の問題をいたしまして、最初の計画を立てておりましたもなか／＼その計画通り実行がうまく運ばない。しかしその場合には適当に流用をいたしまして、そうして他の有効適切な方面にその金を使うことができる。従つて会計法上の制約がないために、きわめて能率的に、合理的に事業が運ぶというのであります。

それからその次の問題は、公社としてたしなめて事業を営んで行きます際に、収入が予定よりもよけい上つた、あるいは支出が予定よりも少くなつたというふうな場合には、それは決算の面におきまして剰余としてその金額が出て来るわけでありまして、その金額は、その翌年の予算において財源として認められ得るということでありまして、従つて私どもとしましては、従業員もみな働きたいと思ひます。働いてできるだけ経費をむだ使ひしないようにすることによつて、公衆の利便をそれだけふやすことができるという考えになりました。勤労意欲が著しく違つて参りましたというのであります。

その他に細かい問題といたしましては、われ／＼は当初前年度において計画を立てておられますけれども、事実地方の特殊の事情が十分にわからない場合合とをき／＼ございします。そういう場合に、その地方の方のいろいろの要望を伺ひまして、そうして当初の計画を多少なり変更し得るということでありまして、たとへばある地域が特に非常に通信上の不自由をしておられる。それをわれ／＼が十分了解しませんが、もしそのまま放置しておきますならば、その土地の方は非常に不便を感じられるわけでありまして、その事情を私らが伺ひまして、計画の中にできるだけ編入して行く。つまり計画に弾力性が与えられまして、先ほど申しましたように予算のわくの中で流用することによつて、その土地の方の要望を入れることができるということでありまして、それからこれは先ほど申しましたように、公社になりました結果、従来の官庁の場合と違ひまして、社債を募集することができるようになりました。社債は、単に政府の財政のわくばかりでなく、社債消化の程度に応じて、社債によつて財源を見出すことができる。従つて従来よりも拡張改良資金が得られやすくなつたのではないだろうかという感じがいたします。しかし事実この予算の面におきましては、御承知の通り政府預金部資金はゼロになつておりまして、そうして社債のわくも本年度におきましては、すでに三箇月経過しておりますので、社債消化の面からいつて、当初百億でありましたものが、七十五億に減らされるというふうなこともありまして、実際問題といたしましては、政府の預金部資金を借りる限りにおきましては、政府の財政の影響を受けるということは、これは免れないことである。しかし今後政府預金部資金を全然拝借しないということになりますと、あとは社債

の募集し得る限度というものであります。特に向うは申すまでもなく会社でやつておるよりですが、商店の注文取りのように月々きめまして、年末は特別サービスをしたして、私の局に電報を打つようにしてもらいたいというふうなことで、個々を訪問して非常なサービスをいたしておる。あそこまで行くことが公社になつてからは非常に意義があるのではないと思ひますが、しかし公社たる本質的な面から考えると、そこまでは行けない。会社でなくてはやれないというところはよくわかりますが、公社になつた以上は、金の面は無視できませんが、資金の面ばかりでなくて、何かもう少し別な、もつと形のかわつた経営方針が生れようであるように考へる。せんだつて新橋の公衆電話に行つて、皆さんのお話を聞くと、非常に憤慨しておる。何で憤慨しておるかと思つて聞いてみると、どの電話もどの電話もこわれて出ませんというのです。故障のことはやむを得ないとしても、こういうふうな故障が全国的にあるのじやないか、そこまで調査をすることもサービスとして大事なことじやないかと思ひます。かような小さな問題を例に指摘して申し上げることは当を得ませんが、少くとも経営方針についてはもつと形のかわつた方向に進むべきじやないかと思ひます。何かもう少し斬新的な、経営方針についての総裁のお話を承ることができれば非常に幸ひと思ひます。

それから先ほど局長さんから工作工場という言葉がありました。この工作工場においてはいろいろなものをつくらせておられますか。今日の電話架設の資材というものは多く民間の工場に依

存しておるのじやないかとわれ／＼は考えておりますが、ただいま工作工場があるというのを聞きますと、これは電話架設の上にとの程度寄与いたしておる。

それからこれは、しろうとでありまして、公社発足以来まだ一年になりませんので、サービスの改善という点につきましては、まだ十分行き届いておらない点が多々ございます。ただいま例にあげられました新橋の公衆電話のように、故障で公衆に非常な御不便をかけておる点があると思うのですが、公衆電話は不幸にして料金がほとんどと申してもいいほど、二割ぐらいしか入らないという様な現状になっております。従つて公衆電話に小さいコインを入れてやるようにしてはならないのであります。過去における日本の硬貨の発行がおかつたために、そういう電話機を使うことができなかった。本年度から硬貨の用いられる公衆電話機を使いまして、よく通ずるようになしたいと考えておる次第であります。もちろん公社となつた以上は、先ほど申し上げましたように、公社の使命というものは、公衆へ最もいいサービスを提供するという事とでありますから、私どもはサービス本位ということで全従業員に要望しております。しかしただいま申しました

ように、このサービス改善というものは施設を伴つて参らぬといけませんので、やはり年々歳々改善して行く以外には、飛躍的に改善するということが非常に困難であるということでございます。

それから次の工作工場でございますが、仰せの通り器材は民間の製造会社から購入しております。ただわれわれといたしましては修理をする工場を持つていないと、撤去したものをそのまま放置するわけに参りません。従つてその原因を確かめる、そしてこれを修理してさらに再使用するというために、きわめて小規模の修理工場を持っております。これを工作工場と申しておるにすぎません。量の多いものはもちろんかような工作工場でやることも不可能であり、また事実やりますれば不経済に流れますから、そういうことはやらない方針をとっております。

電信の問題でございますが、電信は御承知の通り世界各国においても収支相償わぬ事業でございます。それで公社の電信事業においても、二十七年に於いて約五十億円の赤字を出してあります。その赤字は電話の収益によつて補う以外に方法はございません。電話の方は、大体において地方の電話は割合に収益が上りません。しかし現在においては市外電話によつて収支が比較的上つております。それで収支が償つて、なお電信の赤字を補つておるわけでありまして、今後電話をだんだん拡充整備して参りますと、ある意味においては、収入は一回線当り必ずしもふえるとは申せないであらうと思

をやつております。しかし回線がだんだんふえて参りますと、特急電話の割合はだんだん減つて参ります。至急電話の割合もだんだん減つて参ります。普通電話が大部分になります。従つて料金収入という点からいふとあるいは減るのではないかと。回線がふえるに従つて消化する通数はふえますから、待合時分が短縮されて、今の収入単位としては減つて行くのではないだろうか。しかしこれは、たゞ収入単位が減つても当然のサービスでありまして、現在の不便な電話を便利にするためでありまして、われ／＼としては当然いたして参らなければならぬわけでありまして、先ほどアメリカの例を申されましたが、アメリカは世界で一番電話の発達しておる国でございます。そしてまた過去においてずっと民営でやつて来ておりますから、事業経営上においてもよほど能率的にやつておるものと考えなくてはなりません。ただアメリカの賃金は日本の賃金よりも非常に高いものですから、日本の約倍の人員費が支出されております。しかし向うとしては人員費をできるだけ少くするのために、自動交換等を広く使ひ、またその他無線局、中継局、中継所といふところも、だんだん無人の中継所、無人の無線局を使うようにいたしております。そういうようなわけで、われ／＼としては低賃金で行われておるからこそ、三十数パーセントの人員費で済んでおるのでありますが、将来だんだん国民生活が向上するに従つて、もつと高効率を發揮しなければならぬ。従つて電話事業の将来については、利便が増せば増すほど経営に効率化、合理化を行わなくてはならぬので

ありまして、将来経営が楽になるといふような安心感に絶対持っておるわけではございません。

○玉置委員 先ほど農村に対するお話がございましたが、私共は北海道出身でありまして、六大都市を除いた他の商業都市と比較いたしますと、原始産業が主である北海道の電話網というものは、御承知のようにきわめて少いわけですね。ことに農漁村、その中でも漁村のように、季節的に見まして原始産業の中でも最もはなやかにして非常に忙しい仕事をしておる面に対しての電話がきわめて少い。公益事業という性質に行けるわけでありまして、これを内容的に見れば、形に現れないまでも、プールの行けるわけでありまして、私はこういう面にもつと積極的な仕事を進めて行くべきでないかと思ふのですが、現在どういうお考えでおられるか、この点をお伺いしたい。

○堀井説明員 もちろん公共事業といつたしまして、われ／＼は収益本位で事業を経営していません。しかし現在の電話の需要という点から見ますと、農村は比較的普及しておつて、大都市の方が要望が熾烈になつておる。そのために先ほど申したように大都市に相当重点を置かなければならぬというところを申したのであります。しかし市外電話という点におきましては、農村は割合に不便になつておると思ひます。従つて今後におきましては市外線は重要都市ばかりでなく、僻地に至るまでできるだけ連絡をよくし、かつ待合時間をおくすという方針で五箇年計画を立てております。ただ現状におきましては、御承知の通り北海道は地域が非常に広く、いわば一平方キロメー

ターに對する人口の密度が中央よりもつと少ないものでございますから、市外線において僻地まで十分に行き届いてないという点があると思ひます。しかし今後北海道開発計画と同時に通信施設もそれに即応してやつて行こうという考えであります。

○玉置委員 それではあとは一応保留しておきます。

○成田委員長 原茂君。

○原茂委員 詳細な御説明の資料をいただきましたが、これはこまかい点

はあとへ保留しておきたいと思ひます。郵政大臣がおいでになりますと今日は非常によかつたのですが、大臣よりもつとベテランがおいでになりますことになりまして、まず第一に、今度御提案になつております全般的な問題から入りたいと思ひます。公衆電気通信法案全体を通じて、PBXの問題、自営の問題と、料金値上げ、これが一番大きな問題になると思ひます。

料金の値上げの方を先にお伺いしますが、前の十五国会におきましては約一割の値上げということであつたのです。今回料金改訂の増収額百三十四億という資料が配られたわけでありまして、料金値上げの内容を簡単に先にお伺いしたいと思ひます。同時に、何ゆゑにさきの十五国会の一割が、半年足らずのうちに今御説明願うような率にかつて来たのか、その間のこまかい説明をお伺いしたいと思ひます。

○堀井説明員 この前の国会に提出しました予算は、仰せの通り一割の料金値上げになつております。それは増収率において一割ですが、今度は増収率に

おいて二割五分になつております。その当時の考えといたしましては、私も五箇年計画を立てまして、将来を見ましたところが、何分にも事業の経営が借入金本位で行われておりますために、年々歳々利子の支払いが増して行くのであります。そして五箇年の後半期におきましては、利子の支払いの負担によりまして赤字になつてしまふという事を承知いたしました。従つて現在の料金で参りましては、将来拡張は十分にできないのでありまして、赤字の補填だけは今日やつておかぬという考えのもとに、実は計算をいたしましたのであります。従来は、御承知の通りに大蔵省の預金部資金を相当借りております。これに対しては全然返済をしておりません。従つて利子だけを支払ふはよろしかつたのであります。ところが今回新規加入者に負担してもらいます。これは五箇年間すえ置き、六年度から五箇年間に年償還しなければならぬ。それからまた一般公募の仕債につきましては、まだ条件がはつきりきまつておりませんけれども、民間の仕債は大抵三年間すえ置きで、その後一挙に償還するといふような現在における経済情勢にあつた。公社の仕債は、政府が保証されますので、三年というより短期でなくともさしつかえないだらうけれども、五年または七年のすえ置きでもつて、その後一挙に償還するといふような方法をとらなければならぬ。従つて今後預金部資金が一般公募の仕債にかわります際には、これをかりに五年すえ置くといたしますと、六年度におい

ては償還しなければならぬといふことになるのであります。この償還基金と申しますか、年々歳々償還する資金を積み立てておきませんと、六年度にさような多額な剰余金が出るというわけには参らない。従つて一般公募の仕債の方針をとられると同時に、われわれはさらに将来のことを考えまして、収支相償うだけの積立金をしておかなくてはならぬ。その積立金ではもちろん現金で積み立てておくわけではありせんので、それを拡張、改良資金に流用して行くという考えであるわけでありまして、また預金部資金につきましても、現実の問題といたしまして永久に返さないといふことはできないと思ひます。従つてわれわれはもと長期に返す。かりに二十年間にこれを償還するものといひますと、どうしてもある程度の償還財源がない限りはできない。そういうようなことを考えた上に、さらに従来減損償却は、二十四年六月の物価指数をもつて減損償却の積立をやつておるわけでありまして、ところが大蔵省と話し合ひました結果、その後インフレーションが進んでおりましたので、物価指数も相当かわつておりますので、二十六年の三月の物価指数によつて減損償却をやつてもいいといふことになりました。従つて現在不完全な減損償却をやつておるわけでありまして、それを完全に減損償却するならば、さらに収入が不足であるといふことに相なります。また終戦後非常な赤字でありました当時におきましては、減損償却といふものは全然なかつた。従つて現在におきましては、償却不足の金額といふものが相当ございまして、今後十箇年間に

その償却不足の分をだん／＼に補填して行くといふような計画のもとにやつて参りますと、さらに財源が必要になつて来る。これらのものを、あわせ考へまして計算いたしましたところが、二割七・八分の料金の値上げを必要とするという結論が出るのであります。従つて今回大蔵省との折衝の結果、二割五分の増収率にするということが出て参つたわけでありまして。

○原(茂)委員 増収率が二五％というのは何か含みがあるのですか。増収率というのは、消費者が支払う額がそのまま増収率になると解釈してよろしゅうございませうか。

○梶井説明員 そうでございせん。増収率というのは、つまり財源で見ますものであります。それだけの収入増がなければつじつまが合わないというわけでございます。従つてそれだけの増収を得ようとして料金を改訂するといひますと、二五％ではなくて、二七％か八％というより料金値上げの率におのづからなるわけでありまして、なおそのほかにわれわれ／＼といたしましては、さような料金値上げをいたしますと利用減といふものが当然に起ります。それらの経路に徴しまして、どういふものは何パーセント落ちるかという大体の数字を持つておるわけでありまして、それによつて利用減をさらに引いて計算をいたしました。二五％の増収率に対してはどれくらい料金の値上げを必要とするかという計算を出したのであります。

○原(茂)委員 本来この種の事業内容に向上支那というので、それをすべて一般大衆に向けることは、私どもにとつては反対しなければならぬ立場にあるわけですが、公社で考えになりまして、この料金値上げが当然だとは、ちよつとお考えになつてないだらうと思ふ。こゝへ来るまでには、いふんの手この手、もう少し値上げの率を低くする方法はないだらうかといふことを考えたものと思ふので、そこで考えた中に——今御説明のあつたものに私の考へついたことをひとつお考えになつたらどうかと思ふのでお伺ひしたいのです。預金部資金の償却は今返還をやつていないのです。この利子の約四十一億は払つておられますし、払わなければいけない組入れをしておるわけですか。この利子の支払い停止といふことをもし考へて行けば、償上げの率が大部分少なくなつて行くので、少しでも大衆に迷惑をかけないという点から、もう一つ何か手があるとすれば、利子の支払い四十一億を停止するといふようなことを関係大臣と相談したことがありかどうか、今後そういうことを思ひ切つてやつてみないかどうか、その御意思を伺ひたい。

○梶井説明員 利子を支払うことは、私どもは当然の義務だと今まで考へておりました。従つて支払い停止をするといふことは相談いたしまして、もういまだとまらなかつたと思つておるわけでありまして、今日までさうな協議をしたことはございせん。

○原(茂)委員 それでけつこうです。従来でも支払い停止をやつたことはほかの方面でもたくさんあるわけですから、そう何もあきらめずに、この際値上げをできるだけ低くするために、相当つづ込んでお考えになつてもいいのではないかと。その点、またあと

でできたらお考えを願ひたい。次にPBXの問題ですが、最初にお伺ひしたいのは、公社の総裁の立場として、この問題が起きます当初から自當にすることに積極的でありなかつたのか、むしろ公社よりは郵政当局関係からこのことを強く希望されたり、要求されたために、これに應ずる態勢で、このPBXの自當がこの法案の中に織り込まれて来たのかどうかといふことを率直にお答え願ひたい。

○梶井説明員 公社がPBXを直営しておるわけでありまして、御承知の通り従来私設交換の設備につきましては、希望者からその設備を全部寄贈してもらつたといふことをやつておたわけでありまして、それが相当の金額に上るにもかかわらず、それを設備される人の所有権に属さないで、公社の所有権に属するといふことは、いかにも財産権の侵害になるように考えられるのであります。しかし今日におきましてはそれを改めまして、もしそういうような場合におきましては、その相当の金額に對しまして仕債を発行する。そして将来において償還するといふ制度をとつておるから、財産権の侵害にはもはやなつておりません。しかしそれにいたしまして、私設を希望する方の都合によりましては、自分の思ふような設計の私設交換をやりたといふ方法もございまして、また自分が自由に保守をし、自分が自由にそれを変更するといふことのできる自由さを持つたといふ方もございまして、そういう意味におきまして、私設交換を自營したいという希望の方が相当出ております。従つてわれ／＼といたしましては、すべてを公社でやらなければ

ならないというようにことを主張する理由が見出されません。従つて私どもは、現状から申しますと、P B Xは公社がやつておりました方が成績がよいのでございます。ではございませうけれども、そういう民間の方々の希望をいれるということを絶対に拒むということができませんので、その希望におきましては、その方の自由によつていただこうという考えにすぎないのでございませう。決して積極的にこちらから考へてやつたわけではありませ

○原(茂)委員 御説明によりますと、民間でどん／＼やらせるというようにことに對しては、公社は従来の成績などから見ても賛成ではなかつたように聞いたわけですが、しかしそれでもこの法案がもうすでに三国会を通じて審議されておりますうちに、巷間うわさに聞きますと、P B Xの自営に關係して、大きな民間公社ができて、これを通じてこの仕事をトンネル式にやつて行こう、こういうような話を、もうすでに私も耳にしておりますが、公社あるいは監督官庁である郵政省からお考へになつても、將來こういう民間公社ができる場合、できるだけ大きなものに一本化して、これに何がしかの公社としての援助なり、あるいは指導を行おう、こういうふうなお氣持がすでにおありなのではないか、こんなふうにもとれるわけですが、その点に對してお答えを願ひたいと思ひます。

○梶井説明員 ただいま初めてそういう話を伺いました。私自身としては、そういうことを考へてはいませう。ただ常識的に考へますと、背施設業者というものが相当数多くありま

した。それが相手がしろうとでありましたために、ときによると信用のない施設業者は、悪いものを供給した例もないとは言えないのであります。そういう意味から申しまして、われ／＼とじつは十分それを検査して、そして認定した後に使つてもらうわけですが、そういう場合に非常な手数料がかかる、そういう点から申しますと、できれば信用のある、有力なる施設業者と申しませうか、会社というものがあつて、われ／＼の方としては手数料が省けるといふことは言ひ得ると思ひます。それで今日の仕事の運営から申しまして、要するにできるだけ信用のあるいいところをやつてもらふことが一番安心でありますから、そういうものがあればいいと思ひますけれども、現状においては全然ありませんので、現状において信用のあるところにやつていただくよりしかたがない、そう考へます。

○原(茂)委員 それで將來これがもし成立した場合でも、公社あるいは当局が国際電信電話株式会社との連繫になりますが、それに対して連繫を持つたというふうな關係のことは、一切なしというものがわかつたわけですが、それはその点でけつこうです。あとは、今経理局長の御説明の中の問題から先に入つて行きたいと思ひますが、予算總則の二十二条で「事業のため直接必要とする経費」この支出は大臣に相談して総裁がかつてに使うことができます、こういうことになつておりますが、この直接必要とする経費の、特に内部統制にまかされてゐるものでありますから、大体予想される内容を御説明願ひたいと思ひます。

○秋草説明員 「直接必要とする経費」と申しますのは、ここで事業量が増加した、従つて収入も増加した、だからその差額を支出に充てるといつても、その使い道が、たとえば線路の保守に使う、機械の修繕に使う、そういうふうな事業自体の直接の経費増加に充てるものでなければいけない、従ひまして、逆に申しませうれば、たとえば厚生施設に使う、病院に使う、あるいは倉庫を建てる、そういうことになりまうと、これは直接事業の必要とする経費であるとは申せないわけでありませう。ですから、問題によつては、限界が非常にむづかしいものがあるわけですが、常識的に相當はつきりわかるわけ

○原(茂)委員 そうすると、従業員の給料などは入りますか。

○秋草説明員 これは給与ベースがございまして、超勤のようなものは一応入つております。本俸のようなものをこれによつて直すというところは当然できません。

○原(茂)委員 この問題は、あとで詳細にわたつてまた質問いたします。

○成田委員長 今の原君の質問に關連しましてお尋ねしたいのですが、直接必要とする経費という中には、超勤は入るといふお話だつたのですが、あと二十三条の二項の關係、これはいつも問題になつておる点ですが、この際明らかにしておいた方がいと思ひます。

○秋草説明員 先ほど原先生の御質問に對するお答えを、ちよつと訂正させていただきます。「直接必要とする経費」の中に給与はあるかというところございまして、これは超勤は入つておりません。賃金でございませう。それ

から二十三条の後半の、いわゆる能率向上対策費であります。これはここに明らかに前項の規定にかかわらず、と書いてあります通り、この給与総額のほかに、能率向上のため超過勤務手当、それから賃金も含まれております。そういう経費を出すことができるというところになつております。

○成田委員長 今二十二条の解釈を御訂正になつて、超勤は入つていない、賃金だと言われたのですが、これはどういふ意味ですか。

○秋草説明員 二十二条は二十三条と違ひまして、われ／＼の給与総額というものは一応二十三条で押えられてゐるわけですが、この二十二条でうたいま

すのは、二十三条以外の経費について、事業量の増加があつた場合にはその収入の一部を、直接必要とする経費に充てることができるとあるであつて、それは給与総額にないものをうたつておるのであります。従つて超過勤務のようなもの、その他本俸は入つておりません、こういう意味でございませう。

○成田委員長 そこで私お尋ねしたいのですが、直接必要とする経費というのは、超勤が入つておるといふ御説明を訂正されますと、超勤は入つていない賃金だというわけですね。賃金が直接必要とする経費の中に入るのですか。

○秋草説明員 賃金も入るのです。いわゆる序費の中には賃金が入るのであります。これは人件費ではないのです。

○成田委員長 賃金というのは人件費ではないのですか。

○秋草説明員 そうです。

○成田委員長 それで二十二条と二十三条の關係ですが、二十二条は事業量の増加というので、たとえば職員の仕事成績の向上というよりは、客観的な事業量の増加によつて、予定した金額に比して収入が増加し、経費が節減される、こういうものは直接必要とする経費に充てることができる。その場合は郵政大臣の承認を得ればよいといふことになつておりますが、二十三条の職員の給与の場合、これは二十二条と違つて、職員の能率向上によつて収入が増加し、経費が減少したわけですから、この場合、二十二条の場合は郵政大臣の承認を得て経費に充てることができるにかかわらず、二十三条の場合は郵政大臣が協賛して定めるところにより郵政大臣の承認を得る。これは逆じゃないかという氣がするのです。能率向上なんですから、当然郵政大臣の承認を得ればよいので、大蔵大臣と協賛する必要があるのじやないか。二十二条の場合は客観的な事業量の増加ですから、この場合はむしろ逆に大蔵大臣が協賛してよいと思ひますが、その点はどうですか。

○秋草説明員 この精神は公社法をつくり出すときの精神からあつたと思ひるのでございますが、予算のわくをできるだけとりはずすという議論があつたわけですから、そこで結局国会で法律がでますときに、給与総額というもののについて一番最終的な規則を置く、これが徹底した一つの精神であつたのであります。そこでこの給与総額というものを示すと申しますか、超過するといふこと、これが一番問題であり、警戒すべきことである。あとは総裁の自主的な活動にまかせても、給与総額だけは最も厳正に取扱わなければならぬという原則が徹底してあります。

に、能率対策に伴うところの費用増といふものでも、やはり大蔵大臣というものがここに入つておるわけでありま

す。

○原(茂)委員 次の質問に入ります
が、今の点に結局関連するわけですが、総裁がきよう御説明になりました資料の第三ページの終りの方に従業員

の給与についてうたつて、勤労意欲の高揚と能率向上によつて、事業収支は

予算に比して二十億の増収を見込んでおられる。この二十億の増収は一体二十

三条の後半の「前項の規定にかかわらず」という条項に当てはまる金額で

ございましょうか。

○秋草説明員 ただいま原先生の御質問の二十七年の勤労意欲による収入

増加、これが二十三条に当てはまるかどうか。これは一概に全部当てはまら

とも申せませんし、また当てはまらないとも言えないのであります。と申し

ますのは、ここで総裁が御説明したものは収入の総額でありまして、むろん

それには事業量の増加に伴うものもございまして、能率向上に伴うものもある

のであります。現に能率向上に伴うものとして二十七年に私どもの

員の給与についてという見出しで、二十億の収入増が見込まれておる。その

内容は従業員能率向上の結果生じた

金額だといふ説明があつた。とすればこの前項の規定にかかわらず公社は職

員の能率向上による、経営改善による収入が予定より増加した場合に、予

定より費用が節減したときはという条項に当てはまるのが当然じやないかと

考えるのでありますが、いかがですか。

○秋草説明員 これは特に従業員の給与についてという見出しではござい

ません。

○原(茂)委員 間違ひですか。

○秋草説明員 そうです。そういう態度ではないのであります。

○原(茂)委員 わかりました。それと

前に委員長が御質問されたのであり

ますが、今の二十三条の後半のものと

十二条の直接必要とする経費、これとの関連は、人件費ではなくして賃金だ

からという御答弁が先ほどあつたので

あります。そこで人件費というのと賃金というのとを詳しく御説明して

いただきます。

○秋草説明員 この言葉は民間で使う人件費というのとちよつと合わない

ような感じがいたしますが、人件費と申しますのは給与総額といつた方が早

いと思ひます。物件費といふのは私どもの内部的な建前では非常に広い意味

にとられております。たとえば物件費と申しまして、退職手当とか、旅費と

か、それから庁費、これらはほんとうのいわゆる物の金であります。狭い

意味の物件費であります。それから賃金とか委託業務費とかいうものを、内

部的に物件費と称してゐるのであり

まして、これは予算上の科目とか何かではないのであります。内部の予算作

成上の名称としてやつておるのであり

ます。賃金は明らかに官庁では今までの物件費になつておるのであります。人

件費に入つておらないのであります。

○梶井説明員 先ほど原委員のPBXの御質問に對しまして、私のお答え

しましたことがちよつと間違つておりましたので、訂正させていただきます。

現在PBXの施設のときには、設備費の負担金は金でもらつております。今

度の国会に提案されております公衆通信法で初めて仕債に切りかえられる

のであります。現在すでに仕債に切りかえておるわけではありませ

ん。

○成田委員 ちよつとお尋ねしたい

のですが、今の原君の質問に関連してですが、「従業員の給与につきま

しては、昨年十一月以来、ほぼ国鉄及び専売と均衡のとれた給与としたので

あります。従業員の勤労意欲の高揚と能率の向上によりまして事業収支

は、予算に比して収入において約二十億の増収となる見込みであります。こ

う御説明になつておるのであります。これと今度苦勞しておつくりにな

りました予算総則の問題であります。が、二十三条二項ですが、今秋草説明

員の方では、従業員の給与といふことは間違ひだといふお話であります。が、

内容は読みまして、どうしても二十三条二項に該当するのではないかと思

ひますが、どうなんですか。ありませうか。

○秋草説明員 初めの予定より収入が上りました場合には、この二十三条後段

によりまして、増収と申しますか、特別の給与として支給できます。従いま

して、特別手当を出すといふことは在来もやつて参りましたが、ようやく

現金をもつて支給できるような態勢に

これによつてなつた次第であります。

○成田委員 そうですと、念を押すよう

であります。秋草さんの言われた従業員の給与云々といふのは間違

ひだといふのは、そうじやなかつたのです。この通り読んでよろしうござ

いますか。

○秋草説明員 ただいま申した点であり

ますが、二十億の増収があつたから、それをただちに全部特別給与にするとい

ふことではないといふ点だけは御了承願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、秋草説明員から

お答え申しましたが、二十三条の前段の方の、この予算の基礎となつた給与

水準を実施するため必要ある場合には云々と書いてあります。その場合に

給与総額の変更を郵政大臣から承認を得るときにはこの限りでないとなつ

ておりますので、給与総額としまして

は、その二、三行前に括弧して書いてありますように、あるいは超過勤務手

当あるいは、特殊勤務手当といふものは全部含んでおるのであります。従

ひましてこの予算の基礎となつた給与水準、すなわち家族手当をこのく

らい出すといふことにおきまして、予定より家族の方がふえたという計算

になつた場合におきましては、郵政大臣の承認を得て、前にきめてお

ります給与総額を越えて給与として出すことができますので、その点

なお御訂正申し上げます。

○原(茂)委員 ついでにこの件でもう一つお伺ひしておきたいのですが、二

十八年度の総額は決定しておるわけ

ですが、この予算総則の二十三条によつて今いつた二十億その他が追加支払

われますが、二十八年度の支払い総額は、それが加算されたものに自動的に

なるのですか。

○秋草説明員 それは二十八年度予算

には関係ございせん。なぜかと申しますと、公社法におきましては民間と

別に、先ほど総裁が二十億の増収があつたと言われましたが、私も申し

ましたように、それが全部能率対策として出せるものではありません。約十

億と申しましたが、それに対してで

に一部は物で支払済みであります。ところが実際問題として二十七年の

後半の清算差額は、技術上二十七年

中には支払いは不可能であります。民間に支払つたらさういふものを翌年

度に出すことも可能であります。官庁では今までできなかったものであ

ります。今度は二十七年の決算に支払

い未済として計上してあるものであ

ります。ですから、その支払い未済を解

除すれば、二十八年度予算に關係なく現金は出せることになつております。

○原(茂)委員 次は、少し違つたこと

をお伺ひしておきたいのであります。昨日も松前委員から通信工業に對

していろいろお話があつたのですが、特に通信工業においては、國際的に日本

は立遅れの感が深いことは御承知の通りですが、こ

ういう間にあつて、公社の工事を進めて行くのに、できるだけ

通信工業の向上を促進する、指導する、あるいはさういふ意欲を盛り込

んだ施策をして行かなければならぬといふ発言があつた。それ

に對してその通り実施しつゝあり、今後

もそうす

九

るという御回答がなされたわけですが、今日以後もその面で、わが国の通信工業界でできるようなものを外国に依存して、これを輸入するといったようなことはなさらないであろうと思うのですが、その点に対する公社の御方針を伺っておきたいと思ひます。

○梶井説明員 ただいま公社で使つておられます資材のほとんどは、国産でまかなつております。しかし戦時中に発達いたしましたある種の通信器材は、わが国ではまだ生産されておらないものがござります。また将来においては生産され得ると思ひますけれども、それまでの間相当の年月が必要であらうと考えております。さようなものにつきましては、一部分輸入をしなければならぬと考えておりますけれども、さういふ輸入しましたものにつきましても、将来においては、できるだけ国産に置きかへる、国産で全部まかなひたいと考えております。

○原(茂)委員 その点で一つ伺ひしておきたいのは、東京、大阪間のマイクローエープの整備はすでにできたとお聞きですが、これからやろうとして今計画されている大阪、福岡間も、国産ですでにできて十二分に役立つとお聞きしますが、国産でやりやうと思ひます。その点で、さういふ計画をなされてゐるのですか。

○梶井説明員 確かに東京、大阪間のマイクローエープにつきましては、一応国産でやりやうと思ひます。しかし、実情を申し上げますと、この性能はまだ欧米のそれとかなり隔たつております。このまま研究を進めて欧米の域に達しますには、やはり数年を要するだらうと思ひます。従つて大阪、福岡

間に対しましては、欧米の性能のいいものを輸入いたしまして、そして日本の現在やつておるものをさらに急速に進歩発達せしめたいという考えを持つておるわけでありまして、例で申しますと、アメリカがニューヨーク、サンフランシスコ間に、平和条約締結の際に設置をいたしましたマイクローエープは、波長は今日日本で使つておるのと同じ四千サイクルで使つておられます。使われております電話の回線数、それは四百八十チャンネルであります。今公社が東京、大阪間にやつておられますのは、現状におきましては、大体三十チャンネルくらいしかできません。英国やフランスでやつておられますものも、そんなわずかなチャンネルのものであつて、これを欧米程度まで発達せしめるには、まだ相当研究の余地がござります。希望としましては、アメリカ通りに四百八十チャンネルでやりやうと思ひますけれども、現在の技術の程度ではちよつと困難と思ひます。

○原(茂)委員 これは国務大臣がおいでになると特に伺ひしたかつたのですが、かわりに政府委員からお答え願つてけつこうです。きよう新聞などで見ましても、通産省では輸出入のリンク制を拡大してまで、外貨の使用に相当神経質な対策を考えているようですが、ただアメリカのものがいいからというだけで、あるいは国内の通信工業の刺激剤として確かに必要だと思ひますが、今の僅少な、しかも貴重な外貨の中から、この程度のものに対して使われるということ、わが国にとつての重要な順位として、それは高度のものかどうか、少しく疑問がある

と思ひますが、この点政府当局の方ではどうお考えになつておりますか。

○庄司政府委員 ただいまの御質問にお答え申し上げたいと思ひます。これは大臣に伺つて申し上げるのでなく、私の考えになるかもしれませんが、外貨を使う場合に、一回使つてそれだけで効果が終つてしまふものと、一回使つたけれども、それが種になりどん／＼その価値がふくれるものとあると思ひます。それでただいま公社で考えておられるような外貨の使い方は、一度使つたときにはあるいは惜しいかもしれませんが、それによつて生ずる利益といふものは、効果といふものであります。さういふ意味で、外貨のわくが非常に膨大なものであれば、これは考えなければならぬかと思ひますが、全体の占めるパーセンテージがさう大きなければ、むしろさういふふうな考え方で外国のものを輸入してもいいのじやないか、さういふふうには私は考えます。

○原(茂)委員 その程度の理由でしたら、今国内には外貨を使つてぜひ輸入したい、あるいは施設したいものがたくさんあるはずですが、そんな理由では納得できないわけですね。その論法から行きますと、たとえばテレビの受像機を外国から輸入するより聞いておられますが、これはどうなるのですか。

○庄司政府委員 これはちよつと弱りました。テレビの受像機の関係は私の関係でござりますので、さういふことを申し上げて逃げた方がいいかわかりませんが、ちよつとお答え申し上げます。

○原(茂)委員 その点は無理もないと思ひます。

思ひます。

なご總裁の御説明の中に、この計画実施に要する資金は二千七百億円に上る、これを確保し得ても、なお、さういふことがありまして、政府の資金あるいは債券にはおのずから限度があることを認識はお認めになつておりますが、はたして将来この膨大な資金をまかなひ得るかどうか、お見通しをひとつ伺ひしたいと思ひます。

○梶井説明員 本年度は四百六十一億の建設資金であります。次年度以降もちろん増加して行きますが、総額が二千七百億といふことではあります。われわれはいたしましては、将来できるだけ社債のわくを広げてもらひ、あるいは政府からの借入金もふやしてもらうといふ方法によつて、さらに努力をしなければならぬと考えております。

○原(茂)委員 社債のわくを広げるのと政府の借入金、この二点で将来ともおやりになるお考えであるのか、あるいは先ほども御質問いたしましたように、外資の導入などについても考慮されて行くのかどうか、そこをちよつと……。

○梶井説明員 外資の導入につきましては、先般世界銀行のガーナー副頭取等が来られたときも、私説明書を持つて参つてお話をしてみました。しかしただちにイエス、ノーの返事はいただけませんでした。さらに最近の電力の外資導入の様子を見ておられますと、これはほんとうの現金の導入ではなくて、アメリカから日本でできない機械類を買われる際に、その代金が外資導入の形に入つて来るように思ひます。さういふ意味におきまして、実は私もアメリカのある銀行

の東京の支店へ行きまして、われ／＼がもし外国からさういふ機械を買うような場合においては、その代金に対して貸付けてもらえるだらうか、そして何年かすえ置いて、何年後においてそれを償還する方法が可能であらうかどうかと相談してみました。さうしましたら、その人個人の意見としては、可能のようには思ひます。しかし具体的にその金額等がきまらぬとはつきりした返事ができないけれども、一応能否にまつて返事をすることになつております。その後実際問題としてさういふことが起つておらぬものですから、まだその返事を急いでもらひにも行つておられませんけれども、現在の電力事業における火力の電源装置、ことにハイ・テンプレチャー、ハイ・プレッシャーの材料は日本ではちよつとむずかしい、最近では非常なハイ・テンプレチャー、ハイ・プレッシャーになつており、日本の機械工業ではちよつとむずかしいので、さういふものは輸入されないと聞いておりますが、さういふ場合にはちろん向うの銀行から借りて支払うという形になるだらうと思ひます。私もさういふ形にさういふ問題が起りましたらば、電力事業の場合の例にのつとりまして、少しでも外資を導入したいという考えでおります。

○原(茂)委員 外資の導入について、ガーナー副頭取にお会いになつたときの資料が提出できるものでしたら、もう少し具体的に知らせていただきたいと思います。と申しますのは、関係当局、特に大臣は事前にこのことは承知しておられるのではないかと思ひます。それを見たと大臣に少し違つた

方面からお伺いしたいと思ひますので、その計画があつたら概略の説明でけつこうですか、次会に提出していただきたいと思います。

○梶井説明員 これは計画と申すほど具体化しておりません。前の高瀬郵政大臣當時に、一応の調査と申しますよりも、計数的な表でありまして、将来に対する収支関係などの表をつくりまして、一応仮定的につくつたのですが、それによつて償還ができるという見込みが立ちませんと、これは金を貸してくれといつても意味をなさぬわけでありまして、仮定的に立てまして、そうして大臣に諮らんに入れた上で話に参りましたという程度でありまして、まだ具体的に資料を弄上げるほどの状態になつておりません。

○原(茂)委員 わかりました。それはけつこうです。なお十五ページの従業員の待遇についてできる限り改善する、今問題になつておりますのは夏季手当ですが、夏季手当に対して今どんな構想を持たれ、どの程度に公社の腹案をお持ちなのか、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○梶井説明員 お答え申し上げます。組合からは夏季手当といつたしましては、一箇月の要求があつた次第でございますが、これは原委員も御存じのところかと存じます。前国会におきまして公社職員の給与の改善につきましては、電通委員会におきましていろいろ御審議いただき、また御援助をいただいた次第でございますが、その結果協定書の締結になりまして、この六月を迎えた次第であります。そこで協定の趣旨から申しますと、一般公務員のような率が必ずしも出ないということ

に、予算的な状況においてはなつておつた次第でございますが、すでに御案内のように、六月分の暫定予算におきましては、〇・五の夏季手当といひますか、期末手当の予算を国会で御承認になつております。そういう事情等を考えまして、組合との間におきまして、一応の妥結を見た次第でございますけれども、それはとうてい一月には及びもつかない状況にあります。従いまして組合におきまして、完全にこれをもつて公社との団体交渉が終つたという状態にはなつておりませんが、六月分の暫定予算の範囲におきまして、ある妥結を見ておる次第でございます。

○原(茂)委員 できるだけ、私どもの立場からは、一応打切らないで、それ以上に出すように用意していただくことをお願いしておきまして、あとの方に譲りますが、最後に国際電信電話の問題がきのうも少し出たようでありまして、この公社が充足して以来、今どんな状態になつてゐるかを、その進展の内容をひとつ総裁からお伺ひしたいと思ひます。

○梶井説明員 この問題は私がお答えするよりも、監督官庁である郵政省からお答えいたした方がよろしいと思ひます。

○金光政府委員 たいだいの原委員の御質問、非常に漠然とした御質問であつたのでございますが、大体どういふことをお尋ねになつておるのでございませうか。

○原(茂)委員 総裁にお伺ひしておつたのは、総裁がこの間御印されたようです。それからそれでお伺ひしたのですが、大体この公社の機構が整備されたかどうか、施設の点ももちろん今進展中で

しようが、従業員の問題をお伺ひしたいわけですが、所定の従業員が全部求められたかどうか、その点を先にお伺ひしたい。

○金光政府委員 国際電信電話株式会社は、御承知のように四月一日から業務を開始したわけでございますが、その前に従来公社でやつておりました国際電信通信用業務関係の従業員を公社の方に移管いたしました。それによつて国際通信業務が、公社に移管に伴つて業務に支障を来さないようにということとで、公社に移るべき人員等について、公社及び公社間において十分協議、打合せの上、大約三千三百人の人員が国際電信公社の方に移つたわけでございます。その人数をもつていたしますれば、現在の国際電信通信用業務の運行には支障ない人員だと考えております。なお公社創業後におきまして状況について申し上げますが、公社が充足當時におきましては、東京と大阪の国際電報局及び国際電話局だけが、公社自体の営業場所であつたわけでございますが、その後たとえば大阪あるいは神戸、名古屋等、順次会社といたしまして国際電報等の相当多い場所につきましては、会社自体の営業所を設置して参りまして、サービスの改善等に努めつつあるわけでございます。なおたいだいま原委員がお話になりました公社と会社との間の協定云々というお話でございますが、これは一応国際電信通信用業務は、大半は国際電信公社で行ひ、ごく一部の国際電信通信用業務のみを公社で行うということになつておりますが、その大半は国際電信通信用業務、たとえば欧州、アメリカ等に発着いたします電報あるいは電話につきま

しても、その全部を会社自体の手でやるということとはできないわけでありまして、たいだいま申し上げましたように、ごく主要都市のみについて会社は自分自身の営業所を持つわけでございますが、その他の箇所から出ます電報等、たとえば水戸から出ますアメリカの電報等につきましては、水戸と東京との間は当然公社の手によつて、その電報は通信されるわけでございます。それらの公社と会社との間には、いろいろと業務の面におきまして相互に委託をして行つた面がございますので、それらの点についての委託協定を最近締結したわけでございます。なお公社の業務につきましては、四月早々よりおのおの順調な経過をたどつております。電報の通数、あるいは電話の通数等においても、昨年の同月に比べて増加しておるという状況でございます。

○原(茂)委員 そうしますと、公社から譲渡されるべき財産というものは、すでに譲渡済みになつたわけでしょうか。

○金光政府委員 公社から出資または譲渡いたします財産につきましては、会社充足のときに全部出資または譲渡されております。

○原(茂)委員 わかりました、従業員が約三千三百人移動したのですが、今何かの問題で移動していない人が多少あるように聞いておりますが、その点は、それではないものと解釈してよろしうございませうか。

○金光政府委員 たいだいのところ、そういう問題はないように存じております。

○原(茂)委員 ではそう解釈します。

なおこの移動された従業員の給与の問題ですが、公社にいたるときと、この国際に移つた場合、今と比較いたしまして、どうでしょうか。差がありますか。

○金光政府委員 国際電信公社におきましては、給与の立て方と公社の給与の立て方とは、多少開きもございまして、それらの全部を比較してみなければわからないわけでございますが、われわれの聞きまるところでは、公社と公社との間には、いろいろな階層によつて違ひますが、幾分は公社の方が上まわつておるのではないかと存じております。

○原(茂)委員 そこで大分上まわつておるところもあるわけなんです。たまたま公社から会社に行つたためによくなつた、これを逆にとりますと、残つた公社の人が非常に羨望、うらやましいような感じを持つわけですが、扱つてゐる業務が違ふから別だといつても、やはり働く者は通信業務という一般的な考えから、やはり残つた立場の人は、国際に行つた人と同じような待遇を、同じような率で上げることとをこれからきつと厳密に考えるだろうと思ひます。そういうことを公社としましては一応用意しておかないと、私は経営上不自然だと思ひますし、不用意だと思ひます。公社にそういう心構え、用意があまりかどうか、そのくらの用意がなければいけないと私は考へるわけですが、ひとつその点の、近いのの見通しの問題です。

○梶井説明員 実は国際電信電話株式会社ができますときに、私どももいたしましては、公社の待遇が公社の待遇と同じであることを希望いたしました。しかし公社の側から見ますと賣

任者としては、多少でもよくならぬと、むしろ現在従事している人が公社を離れて会社に来てくれないという懸念を持たれたようであります。そういう関係で、今政府委員からお答えがありましたように、会社の方が少しよくなつておる。われ／＼としましては、こちらは政府の一つの機関でございます。向うは純粹の民間会社である。従つてわれ／＼は、政府の機関として、国鉄並びに専売公社と同じ基準に従わなければならないという方が重なりまして、国際電信電話株式会社と同じようにすることにつきましては、ちよつと困難ではないかと考えております。

○原(茂)委員 これは質問ではありませんが、いつも国鉄、専売、それと公社と三すくみになつておる、その上に大蔵省がうまく便乗しては、その資金をお互いにプレキをかけつこしているようになつておる。このような状態にありますから、独立採算を強要されている公社ですから、思い切つて政府機関であるというふうな考えから脱却して、三者のうちうんと飛び出してやろうという氣持を強くお持ちにならないと、いつまでも向上しないと思ひますから、ひとつ希望しておきます。

○成田委員長 中村梅吉君。

○中村(梅)委員 原君の質問に関連して、忘れないうちにちよつと伺つておきたいと思ひます。

先ほど堀井総裁から、今後とも公社債並びに政府資金の擴大に努力して行くというお話でありましたが、今年の春提案されたときの料金引上げ計画によりますと、預金部資金が四十億許されることになつておりましたが、今回

は削られております。百億の公社債が七十五億になつたのは、これは運用期間が暫定予算期間のために減りましたからやむを得ないという見方ができますが、何ゆゑに四十億の預金部資金が削られてしまつたか、この説明を一度受けたいと納得ができないのであります。これは政府の方から削られたのか、あるいは公社の方で今度の料金引上げ計画に伴つて辞退したという形になつてゐるのか、そのいずれであるかをばつきり承つておきたいと思ひます。

○堀井説明員 もちろんこれは政府の財政の都合上から削られたものであります。せつかく貸していただく金を公社から御辞退するというような氣持は毛頭持つておりません。資金が多ければ多いほど、早く加入者の便宜が増すわけでありまして、貸していただく限りわれ／＼は借りたいという氣持でございます。

○成田委員長 次回は公報をもつてお知らせ申し上げることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五分散会

昭和二十八年六月三十日印刷

昭和二十八年七月一日発行